

地方独立行政法人神奈川県立福祉機構 中期目標（骨格案）

前文	
神奈川県は、津久井やまゆり園事件の経験に基づき、ともに生きる社会かながわ憲章や神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例を制定し、地域共生社会の実現に向けて、当事者目線の障害福祉を推進してきた。 こうした中、県立障害者支援施設は、率先して当事者目線の支援の実現に向けて取り組んでいるが、当事者目線の支援を実践するための改革が十分に進まず、いのちに関わる問題も浮き彫りになっている。こうした支援における課題は、県立障害者支援施設だけでなく、障害福祉サービス全体に共通する課題である。 このため、当事者目線の障害福祉の一層の推進に向けては、大学や企業等と連携した研究を通じて、福祉の現場に科学の視点を取り入れ、再現性のある当事者目線に立った支援を確立するとともに、それを実践していく必要がある。 一方で、障害者の望む暮らしを実現するためには、障害福祉サービスに従事する職員をはじめ、地域で暮らす一人ひとりが、障害者の思いや望みへの共感を深め、地域の中でそれぞれの役割を果たすことを通じて、互いに支え合うことのできる地域をつくる必要があり、それを担う人材の育成が不可欠である。 こうした取組の中で得られた知見は、福祉という枠を超えて社会全体へと波及させることにより、誰もがその人らしく暮らすことのできる地域共生社会へとつなげていくことが期待されている。 そこで、神奈川県は、条例の基本理念に基づき、障害者の地域生活を支援するとともに、科学的な福祉を研究及び実践し、そのために必要な人材を育成する拠点となり、福祉に関する諸課題の解決に広く貢献することにより、誰もがその人らしく暮らすことのできる地域共生社会を実現することを目的に、地方独立行政法人神奈川県立福祉機構を設立することとした。 この目的を達成するため、次のとおり中期目標を策定し、法人に対して指示するものである。	
第 1 中期目標の期間	
令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで（5 年間）	
第 2 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	第 3 業務運営の改善及び効率化に関する事項
1 科学的な福祉の研究 (1) 障害者の心身状態の見える化に関する研究 (2) 有効な支援のあり方に関する研究 (3) その他県の施策として実施すべき研究 (4) 研究と実践の連動 (5) 研究成果の社会への還元 2 当事者目線による地域生活支援の実践 (1) 豊かな暮らしづくりの実践 ア 共感に基づくチームでの利用者支援 イ 役割をつくるための日中活動の充実 ウ 日常的な生活支援に立脚した健康管理の実践 エ 暮らしの場の充実と地域生活移行 (2) 地域とのつながりをつくる連携の実践 ア 関係をつくる イ 役割をつくる ウ 地域をつなげて広める (3) 望みに寄り添う相談支援の実践 3 当事者目線の支援を実践する人材の育成 (1) 法人職員の育成 ア 基礎力や専門力を高める研修の実施 イ 現場における効果的な実践 (2) 地域の施設・事業所等職員の育成 4 地域共生社会の実現に向けた普及啓発	1 運営体制の確保 ○ 運営主体の変更を踏まえた利用者や家族等に寄り添う丁寧な業務の引継ぎ ○ 法人が直接雇用する職員の計画的な確保 ○ 研究や人材育成等の業務の効率的かつ効果的な運営体制の確保 2 組織及び人事配置の適正な運用 ○ 利用者の地域生活移行の状況に応じた寮体制や職員配置の適正な運用 3 その他 PDCA サイクルによる継続的な改善 ○ 日頃の支援における好事例や気づき等の報告及び報告が評価される仕組みの構築
	第 4 財務内容の改善に関する事項
	1 自己収入の確保 ○ 障害福祉サービス等報酬の改定への迅速かつ適切な対応 ○ 科学研究費補助金などの外部資金の獲得 2 経営資源の有効活用 ○ 財務運営の定期的な見直し、効率化による経営資源の有効活用
	第 5 その他業務運営に関する重要事項
	1 施設設備の維持管理、リノベーションの実施 ○ 迅速・柔軟な修繕及び中長期の計画に基づく修繕の実施 ○ 中長期の計画に基づく生活環境向上のためのリノベーションの実施 2 支援や運営の見える化、積極的な情報の公表及び県への報告 ○ 支援や法人運営の見える化に向けた第三者機関や家族会の設置 ○ 県との明確な公表・報告基準の作成及び適時適切な公表・報告